

平成 25 年 天草市農業委員会第 4 回総会議事録

平成 25 年 4 月 26 日天草市農業委員会総会が天草市民センター大会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（35 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	君
3 番	川原昭雄君	4 番	川口直君
5 番	武内正俊君	6 番	森本文隆君
7 番	佐々木碩哉君	8 番	君
9 番	小松信男君	10 番	江良邦勝君
11 番	浦上廣幸君	12 番	山本友保君
13 番	佐藤駿二君	14 番	福本富人君
15 番	山下和弘君	16 番	川峯正美君
17 番	川崎眞志男君	18 番	森岡一正君
19 番	松本カツエ君	20 番	橋本正寛君
21 番	宮崎義一君	22 番	森下雅成君
23 番	滝下清三郎君	24 番	山田勝彦君
25 番	前田達也君	26 番	柴田眞一君
27 番	山本隆久君	28 番	松岡健吾君
29 番	小堀田幸一君	30 番	小川浩治君
31 番	松原高弘君	32 番	松川兼光君
33 番	君	34 番	倉田喜一君
35 番	池田裕之君	36 番	梅田良二君
37 番	平岡秀樹君	38 番	本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（3 名）

2 番	稲田秀敏君	8 番	中村三千人君
33 番	戸谷泰典君		

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内健二	局長補佐	林泰裕
参事	藤崎眞二	参事	吉田直哉
参事	平田正剛		

4、議事日程

開 会

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議第 19 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議第 21 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第 6 議題 22 号 農業委員会活動の目標及び活動計画について
- 日程第 7 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（森内健二君） ただいまより平成 25 年第 4 回総会を開催致します。携帯電話をお持ちの方は、恐れ入りますがマナーモードに切り替えをお願いします。それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。春の農作業の大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。今年の春は気温の高低差がありまして体調を崩される方も多いかと思います。5月の連休まではこの状態が続くものと思われまますので、皆さん方もくれぐれも体調には十分気をつけてお過ごしくださいますようお願いいたします。

また、先ほど、農業委員会事務局に異動して来られました3名の方よりあいさつがございましたが、早く農業委員会の仕事を覚えていただき、私たちの頼りとする職員としてくれるよう頑張っていたきたいと思ひます。

○事務局（森内健二君） ありがとうございます。本日は3名の委員から欠席届が出ていますが、総会は成立しておりますので総会を始めさせていただきます。それでは以降の議事の進行は会長をお願いしたいと思います。よろしくお祈りいたします。

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、16番川峯正美委員、18番森岡一正委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第2、議第18号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について一括説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 1番について説明します。宮地岳町の譲受人は宮地岳町の譲渡人より、宮地岳町の田1,683㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。

○事務局（吉田直哉君） 2番について説明します。佐伊津町の譲受人は佐伊津町の譲渡人より、佐伊津町の田3,653㎡を、受贈により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜と果樹を栽培される計画です。

○事務局（吉田直哉君） 3番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、佐伊津町の畑425㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地は果樹を栽培される計画です。

○事務局（吉田直哉君） 4番について説明します。五和町の譲受人は、南新町の譲渡人より、五和町の田27㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地は、水稻を栽培される計画です。

○事務局（藤崎眞二君） 5番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の畑99㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、みかんを栽培される計画です。

○事務局（藤崎眞二君） 6番について説明します。栖本町の譲受人は東京都江戸川区の譲渡人より、栖本町の畑340㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。

○事務局（吉田直哉君） 7番について説明します。新和町の譲受人は新和町の譲渡人より、新和町の田409㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地は水稻作と果樹を栽培される計画です。

○事務局（吉田直哉君） 8番について説明します。河浦町の譲受人は、河浦町の譲渡人より、河浦町の畑125,118㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、オリーブ、くぬぎ、ボタンボウフ、タケノコを栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○16番（川峯正美君） 16番、川峯です。1番について説明致します。譲受人と譲渡人は親戚関係にありまして、10年ほど前から譲受人が耕作をされておりました。譲渡人が現在入院されており、今回売買により譲り受けることになりました。譲受人は精米所を経営されておりますが、自分の農地は丁寧に耕作されておりますので、特に問題はないかと思いません。よろしくご審議お願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○13番(佐藤駿二君) 13番、佐藤です。2番についてご説明を致します。譲渡人と譲受人は親子であり、今回の申請地は自己住宅の敷地内にある農地です。下限面積についても調査を行いました、特に問題はございませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○13番(佐藤駿二君) 13番、佐藤です。3番について説明致します。譲渡人と譲受人は共に五和町の方ですが、農地が佐伊津町にあるため私の方から説明いたします。譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、譲受人が体調を悪くしたため、今回、みかんや枇杷が植えてある申請地を譲り渡したいとのことです。特に問題は無いと思いますので、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは4番について担当委員より説明をお願いします。

○15番(山下和弘君) 15番、山下です。4番について説明致します。申請地は本渡五和農協五和西支店の近くにあります。売買による取得で、譲受人からも農地の利用調整には協力しますということもありましたので、特に問題ないと思いますが、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは5番について担当委員より説明をお願いします。

○11番（浦上廣幸君） 11番、浦上です。申請地は有明町の小島子地区にあります。譲受人の自宅の裏に位置し、みかん畑に行く途中の農地であります。今回、柑橘類の苗木を植えるということで、何も問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

続きまして、6番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○25番（前田達也君） 25番、前田です。申請地は栖本病院の近くにあります。譲渡人は東京在住のため農地の管理も難しいとのことで、管理していただける方を探していたところ、申請地の隣に住む方が引き受けていただくことになりまして、今回の申請となっております。当初、畑が荒れておりましたが、重機等を入れきちんと畑の状態になっておりますので、何ら問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは7番について担当委員より説明をお願いします。

○17番（川崎眞志男君） 17番、川崎です。7番について説明します。譲渡人と譲渡人は同じ地区内に住んでおりますが、申請地から譲渡人のところまではかなり離れております。譲渡人が高齢で離れた場所では耕作できないとのことで、申請地に近い譲受人に購入してもらえないかと相談があったそうです。何等问题ないと思いますので、ご審議をよろしくお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に8番について担当委員より説明をお願いします。

○5番（武内正俊君） 5番、武内です。8番について説明します。申請地は河浦町より福連木に向かう途中の山間にあります。譲渡人が経営者となりまして譲受人が引き受けたという事です。今回の申請が35筆125,118㎡ということですが、1箇所にまとまった団地ということであり、オリーブを8町、ボタンボウフという薬草を3町、タケノコを1町5反耕作する予定であります。現地を確認しましたところ、以前は荒れていたのですが、現在はきれいに畑として整地されておりましたので何等问题は無いものと思われれます。ご審議をよろしくお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第19号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） お手元の資料②、③、④及び前方のスクリーンをご覧ください。1

番について説明します。

広島県安芸郡府中町の申請人は、帰郷に際し自己住宅を建築するため、川原新町の畑396㎡を転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○1番（鶴田雄士君） 1番の鶴田です。1番について説明致します。広島県在住の申請人が故郷で生活したいということでこの申請地に住宅を建てたいということです。396㎡の土地に住宅面積が58.51㎡とあと残りは家庭菜園をつくりたいということです。場所は川原新町の通称「柏木団地」というところです。給水は市水、生活排水等は公共下水道、雨水は既設の道路側溝へ排水されます。周囲は住宅地となっております、特に問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 2番について説明します。宮地岳町の申請人は、植林し山林として管理するため、宮地岳町の田2569㎡を転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に植林してあるため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○16番（川峯正美君） 16番、川峯です。申請地の489㎡の田については、宮地岳町の国道沿いにある金ちゃん堂という店の200m先の右側にあります。耕作するにも山の陰と道路に囲まれ、耕作ができないところであり、既に植林もされております。次に2,107㎡の田については、そこから1kmほど牛深方面へ行った山の中にあり、隣接する農地についても雑木林が生い茂り、申請地もまた既に木を植えてある状態であります。隣接者からの同意や区長からの同意も取れておりますので、どうぞよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませ

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(藤崎眞二君) 3番について説明します。小松原町の申請人は、貸し廃車置き場とするため、下浦町の田4680㎡を転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の区域内に位置するため第1種農地となっております。

第1種農地は、原則許可することができませんが、農地法の運用第にあり、公益性が高いと認められる事業で、土地改良法第7条第4項に定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に定められた土地改良事業計画に定められた用途に供する場合は、例外的に許可できるとなっております。

以下、一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。また既に、貸し廃車置き場として利用しているため始末書が添付されております。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番(松岡健吾君) 28番、松岡です。申請地は本渡東中学校下の土地改良事業を実施した地区内の農地です。この地域については度々申請が出されておりますが、事務局より説明があったとおり土地改良事業実施の際に非農用地設定された農地が、現在も地目が農地となっているため申請が出される次第です。転用目的が貸し廃車置き場ではありますが両側が川であり、隣接者からの同意もございませぬ。そして、土地改良区からの意見書も出されております。また、申請者は本渡町で板金工場を経営されており、この申請地に置かれる車は全て事故車で、部品を取るための廃車置き場ということでした。油等も流さないよう注意をしており、特に何も問題がないと思っておりますので、よろしく審議をお願いします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

○3番(川原昭雄君) 3番、川原です。松岡委員さんにお尋ねします。この案件については、今回出されておりますが、始末書案件でございませぬ。廃車置き場ということは、当然廃液も出るようになります。隣接者の同意もあるとのことですが、これまで苦情等が無かったかについてお尋ねします。

○28番(松岡健吾君) 現地を確認した際、現在置いてある車からの廃液等はなく、ただ車体がへこんだりしたものばかりでした。

○3番（川原昭雄君）申請者の方は地域の中でどのような立場の方ですか。いろんなことがあっても意見が出せないということはありませんか。

○28番（松岡健吾君）申請者はこの地域の方ではなく、本渡町の方であります。

○3番（川原昭雄君）わかりました。松岡委員さんがそこまで言われるなら結構です。

○28番（松岡健吾君）廃油とか出ないと思いますが、この議論の中で廃油が出るのではないかという疑問がでたことを、許可が出た段階で報告の義務づけをさせることはできますか。

○3番（川原昭雄君）申請地はほ場整備を行った田でありますので、もしも近隣方が住宅を建てるようなことがあれば・・・。

○28番（松岡健吾君）両隣は川ですので、住宅は建てられません。

○3番（川原昭雄君）住宅が建てられなければいいかもしれませんが、その他の苦情等が出た場合、農業委員はちゃんと確認をしたのかということが無いようにしていただきたいと思います。

○28番（松岡健吾君）了解いたしました。

○事務局（藤崎眞二君）申請の背景についてご説明しますと、松岡委員からもあったように土地改良区と地区の区長から排水を含めたところでの同意もいただいておりますので、特に問題はないと思いますので、よろしく願います。

○議長（鶴田雄士君）他にご意見がなければお諮りいたします。本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君）4番について説明します。宮崎市の申請人は貸駐車場とするため、久玉町の田 415㎡を転用したいというものです。既に貸駐車場としているため、始末書が添付されております。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

○議長（鶴田雄士君）次に担当委員より説明をお願いします。

○10番（江良邦勝君）10番、江良です。申請地は久玉町のケアセンター鶴丸より100mほど入った場所にあります。現地を確認した際、既に車が置いてありました。しかしながら、近隣には迷惑をかけるような状況ではありませんし、病院職員の駐車場と建材店従業員の駐車場ではないかと思えます。特に何等問題ないと思えますので、審議をよろしく願います。

○議長（鶴田雄士君）ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありません

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(吉田直哉君) 5番について説明します。牛深町の申請人は自己住宅を建築するため、牛深町の畑104㎡を転用したいというものです。既に住宅を建築しているため、始末書が添付されております。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○事務局(吉田直哉君) 担当の戸谷委員が都合により欠席されており、説明文をお預かりしておりますので、変わりに発表いたします。

申請人につきましては昭和56年に帰郷された際、自己所有の畑に無断で住宅を建ててしまったとのことで、始末書も付けられております。排水については、雨水は既存の側溝に、生活雑排水については便槽からの汲み取りで処理をしているということです。

また、隣接者及び地区の区長より同意も得られておりますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(吉田直哉君) 6番について説明します。河浦町の申請人は植林し山林とするため、河浦町の田4,119㎡を転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。前方のスクリーンに現地の写真を3枚ほど表示しておりますのでご覧ください。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○9番(小松信男君) 9番、小松です。申請地の一つめは2,078㎡の田ですが、周囲はすべて本人の山となっております。次に970㎡の田については、周囲が水路と里道となっております。最後に1,071㎡の田については、県道宮野河内線沿いにある農地で山林と農地に隣接し

ておりますが隣接同意もあり、また、地区の区長からの排水同意も付けてあります。

今回の申請につきましては、3月の農地パトロールを実施した際に山林への地目変更の手続きをお願いしていた案件であり、クヌギやセンダンを植林する目的の申請です。何等問題は無いと思いますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。写真で見る限り、手前が南で奥が北という感じがしますが、今、起こしてある田に影となるような影響は無いのかなと思います、その点をお聞きしたいと思います。

○9番（小松信男君） 9番、小松です。起してある農地が申請地ですので、特に問題はありません。農地として山林にするにはもったいない土地ではありますが、水が不足する農地であり仕方がないと思っています。

○34番（倉田喜一君） 本人の土地であるならば問題ないと思います。

○議長（鶴田雄士君） 他にご意見がなければお諮りいたします。本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第20号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 4条に引き続き資料②、③、④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。川原町の譲受人は、隣接する自己保有農地への進入路を確保するため、楠浦町の譲渡人から楠浦町の畑53㎡を売買により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○22番（森下雅成君） 22番、森下です。申請地は草積線沿いの農地で、譲受人の所有する畑は道路から農地への進入路がなく、耕作用通路として利用するための申請です。隣接者や地区の区長からの同意や楠浦土地改良区からの意見書も出されており、問題無いものと思われます。審議の程よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君）2番について、ご説明いたします。

楠浦町の譲受人は、個人住宅を建築するため、楠浦町の譲渡人から楠浦町の田486㎡を贈与により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

既に、雑種地として利用してあるため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○22番（森下雅成君） 22番、森下です。申請地は楠浦錦島グラウンドの沿線です。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、この申請地に自己住宅を建築したいとの申請です。申請人の家は申請地の左隣の車も入らない高台にあるうえ、築83年を経過している現状です。今回道路に面したところに自己住宅を建替えるということです。給水につきましては市の上水道、生活雑排水については合併浄化槽を、雨水については既設の側溝を利用する計画になっております。また、申請地につきましては十数年前の市道拡張工事の際に、工事の効率性を高めるため工事廃土を入れたとのことでした。その後現在に至るまで復元されなかったため始末書が付けられております。最後に区長からの排水同意も得られておりますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君）3番について、ご説明いたします。

本渡町の譲受人は、個人住宅を建築するため、本町の譲渡人から本町の田430㎡を贈与により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。譲受人と譲渡人は親子であります。申請地につい

ては本町の東光寺付近で、県道に平行する場所にある住宅地ですが、写真を見ていただきますと、もちの木や梅、茶畑があるところでは、ここに自己住宅を建てられるということで、排水等についても県道との間に溝があり、合併浄化槽により処理をして流されるそうです。ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 4番について説明します。本町の借り受け人は、障がい者支援施設を建設する期間の仮の施設を建設するため、本町の貸渡人ほか4名のから、本町の畑1006㎡、田548㎡を賃借により借り受け、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。申請地については毛利病院より本町に1Kmほど入ったところにあります。当初は現施設がある周囲に第3施設を建てる計画でありましたが、改修を行う予算ができ現在ある施設の位置に建設することとなったため、現利用者の仮の施設として今回の一時的な施設建設の申請となりました。期間としては25年7月から27年3月までだそうです。一時転用となりますので、期間終了後は元の農地に戻して耕作できるようにするというものでした。期間が2年であり、終了後は農地に復元することですので、よろしく審議をお願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 5番について、ご説明いたします。

佐伊津町の譲受人は、自己住宅への進入路を確保するため、佐伊津町の譲渡人から佐伊津

町の畑72㎡を贈与により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

既に、通路として利用してあるため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○13番（佐藤駿二君） 13番、佐藤です。関連なので、5番、6番、7番を一括して説明してよろしいですか。《声を出すのが苦しそうな様子》

○議長（鶴田雄士君） 担当委員に代わり、事務局で説明をお願いします。

○事務局（平田正剛君） 佐藤委員に代わって、5番についてご説明いたします。

申請地につきましては旧佐伊津中学校の先の天草病院を過ぎて右に入った高台にあります。前方のスクリーンの写真にありますとおり通路の右側が自己住宅の予定地でその進入路としての申請です。雨水についてもり字溝が既に据えてあるため道路側溝へ排水となっております。現状のとおり通路として利用されているため始末書が付けられています。ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 6番について、ご説明いたします。

佐伊津町の譲受人は、個人住宅を建築するため、下浦町の譲渡人から佐伊津町の畑515㎡を売買により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

○事務局（平田正剛君）引き続き、佐藤委員に代わってご説明いたします。

申請地につきましては、5番と同じ場所にあります。前方の写真をご覧くださいますと農地として利用されていないように見えますが、永年性作物等がいくつか植えられておりました。自己住宅につきましては、生活雑排水等については合併浄化槽に、雨水については既存の側溝を利用されるそうです。特に問題はないと思いますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 7番について、ご説明いたします。

佐伊津町の譲受人は、自己保有農地への進入路を確保するため、下浦町の譲渡人から佐伊津町の畑173㎡を交換により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

既に、通路として利用してあるため、始末書が提出されています。

○事務局（平田正剛君）引き続き、佐藤委員に代わってご説明いたします。

申請地につきましては、5番及び6番と同じ場所にあります。前方の写真に写っております右側が現在農地として利用されている畑であり、その進入路としての申請であります。

この農地については本渡町広瀬の農地との交換で3条申請が出されておりましたが、譲受人の耕作面積等に若干の問題があったため、今月の申請では取り下げられております。

今回、農地への進入通路としての申請であり、既に通路として利用されており、始末書が付けられております。雨水排水についてはこれも既にU字溝が据えられており、なにも問題ないと思います。ご審議につきましてよろしく願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 8番について説明します。

五和町の譲受人は植林し山林とするため、南新町の譲渡人から五和町の畑1,089㎡を売買により取得し転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○15番（山下和弘君） 15番、山下です。8番について説明を致します。この申請については今回の3条申請の4番の案件と同じ申請人なのですが、この3筆だけは荒れていたため植林し山林への転用をしたいというものです。ご審議の程よろしく願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 9番について説明します。

奈良県北葛城郡の借受人は、帰郷し個人住宅を建築するため、倉岳町の貸渡人から、倉岳町の 畑248㎡を使用貸借により借り受け、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○26番（柴田眞一君） 26番、柴田眞一です。9番について説明致します。

貸渡人と借受人は兄弟で、借受人が来年定年の予定であり、帰郷して故郷に自己住宅を建築したいとの申請であります。周囲は宅地化が進み交通の便も良い場所で、隣接する農地もありません。給水については市上水道を利用し、生活雑排水及び汚水は公共下水道に、雨水は道路側溝に放流する計画です。排水の同意についても付けられております。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは10番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 10番について説明します。

10番について説明します。牛深町の譲受人は保管倉庫を建築するため、牛深町の譲渡人から牛深町の畑83㎡を売買により取得し転用したいというものです。既に保管倉庫を建築しているため、始末書が添付されております。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○事務局（吉田直哉君） 担当の戸谷委員の代わりに10番について説明を致します。

譲受人は現在家電小売業を営んでおり、業務で扱っている器具・機材、製品の在庫等の保管倉庫として申請が出されております。写真を見ていただきますと、既に昔から建てられており始末書が添付されております。給水及び生活雑排水等については特に必要ありませんが、雨水については既設の側溝より市道側溝へ放流する計画となっております。関係者からの同意も得られており、特に問題はないと思いますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは11番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 11番について説明します。

牛深町の借受人外1名は自己住宅を増改築するため、牛深町の貸渡人から牛深町の畑258㎡を使用貸借し転用したいというものです。既に施工されているため、始末書が添付されております。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○事務局（吉田直哉君） 引き続き、戸谷委員の代わりに11番について説明を致します。

申請地は牛深町天付地区の東側に位置し、住宅が密集している地域であります。既に無断で自己住宅が建てられており、老朽化したために今回増改築をしたいとのことです。給水は市上水道、雨水については道路側溝へ放流し、生活雑排水については合併浄化槽にて処理をした後、海に放流する計画です。始末書も付けられており、特に問題はないかと思えます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました11番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは12番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 12番について説明します。

河浦町の借受人は牛舎及び堆肥舎を整備するため、河浦町の貸渡人から河浦町の田 2,621㎡を使用貸借し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。

以下記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○30番（小川浩治君） 30番、小川です。12番について説明を致します。

譲渡人と譲受人は親子関係にあります。今回の申請は24頭分の牛舎とそれに伴う堆肥舎を建設したいとのことです。申請地は国道の信号より宮野河内線に1Kmほど入ったところにあります。牛舎ですので汚水は溜枡を設置して定期的に汲み取りを行うとのことでした。

また、雨水は側溝を敷設し、川へ放流する計画となっています。地区の区長の同意も取っておりますので、特に問題ないかと思えます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました12番の件につきまして、質疑はありませんか。

○29番（小堀田幸一君） 29番、小堀田です。今、写真を見ますと手前の方が田んぼみたいですが、そこは手をつけないのでしょうか。

○30番（小川浩治君） その場所は既に早期の苗が植えられており、個人の所有地であります。ここに支障がないように建築する予定であります。

○事務局（吉田直哉君） すみません。小堀田委員からのご指摘ですが、ちょっと写真を取る位置が悪かったようです。18ページの配置図及び排水計画図を見ていただきますと、1番下に記載してある田が、小堀田委員からご指摘のあった田になります。申請地とこの田の間には川が流れておりまして、直接隣接している訳ではございません。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありませんか。

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第21号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 議第 21 号について説明いたします。

1 番の宮地岳町の申請人ほか利用権の新規設定の計画が 12 件、再設定の計画が 8 件で、総面積は 47,666 m²となっております。

なお、3 ページ目の 17 番と、4 ページ目の 18 番につきましては、農地利用集積円滑化団体を通じての転賃の案件でございます。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第 4 の 1 の (1) の①の A に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました利用権設定 20 件につきまして質疑はありますか。

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 6、議第 22 号、農業委員会活動の目標及び活動計画についてを議題と致します。それではその内容について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（林 泰裕君） 議第 22 号について事務局よりご説明させていただきます。

本件につきましては総会資料を昨年同様、30 日間はホームページに掲載し、パブリックコメントの対象として市民の意見を頂戴する予定です。資料に沿ってご説明致します。

平成 24 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）でございます。

本件につきましては、昨年 4 月総会にてお諮りいたしました計画の実績・検証と業務の点検・評価の案でございます。

まずは「法令事務に関する点検」ですが、「総会等の開催及び議事録の作製」と 2 点目が「業務に関する点検」に分けられております。

まず総会につきましては、総会の周知状況が「周知している」ということで開催日・場所・時間並びに公開であることを掲示し、ホームページでも閲覧ができることを記載しています。2 番目に議事録の作製ですが「作製している」とし、総会の翌日から 20 日間と記載しています。次に議事録の内容については「詳細なものを作製」しているとし、次に議事録の公表については「公表している」とし、ホームページへの掲載や事務局での閲覧もできるとの記載をしています。

次に事務に関する点検について、まず最初は農地法第 3 条に基づく許可事務については、昨年 1 年間の処理件数として 82 件の許可をいたしました。審議結果の公表としては議事録

の公表で審議結果の公表としています。

次に(2)農地転用に関する事務についてですが、昨年1年間の4条及び5条の処理件数は152件となっております。事実関係の確認及び総会での審議を経て、議事録の公表をもって審議結果の公表としています。

次に(3)農業生産法人からの報告への対応ということですが、現在天草市管内での法人数は8法人で、その内報告書を提出された法人が5法人、督促により報告書が提出された法人が2法人となっております。報告書を提出しなかった1法人については現在休業中とのことでした。休業中であっても報告書を提出していただくよう指導を行いました。

次に(4)情報の提供等ということで、賃借料情報の調査・提供については2,543件あり、今年の3月に広報誌及び農業委員会だより、ホームページにて公表を行いました。また、農地の権利移動等の状況把握については655件あり、今年の3月に全国農業会議所のホームページに掲載されております。最後の農地基本台帳の整備については10,641haを対象に固定資産台帳とのデータ照合を毎年8月に実施しております。

次の(5)地域の農業者等からの意見等につきましては、ホームページ上で意見を募り、6月の総会時にご報告をしたいと考えておりましたが、今回は空欄となっております。

続きまして、今度は法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価ということでございます。

1 現状及び課題については、管内の農地面積6,952haに対して遊休農地面積が72haで割合としましては1%となっております。

2 平成24年度の目標及び実績は、目標7haに対し、実績13.7haで、195.7%の達成状況となっております。

3 2の目標の達成に向けた活動については、表の上段が活動計画、下段が活動実績ということで、実績を申しますと、農地の利用状況調査の時期については11月から3月までご協力をいただいております。年間の遊休農地に対する指導については、指導件数が1,015件、指導面積が83.8ha、指導対象者が561人となっております。

4 評価の案につきましては、目標に対する評価の案については耕作再開は難しい事例ではありますが、河浦地区での1件の大きな解消事例があり、目標を超えることができました。また、活動に対する評価の案については、農業委員による指導で一定の成果を得ることが出来ました。

Ⅲ 促進等事務に関する評価ということですが、ここに記載されている現状については2010農業センサスと農業生産法人数及び農業者数については平成24年3月1日現在の数値が記載されております。農家数は5,408戸、うち主業農家は623戸、農業生産法人数が8法人、

認定農家数が415名、特定農業法人及び特定農業団体については0となっております。

そこで平成24年度の目標及び実績ですが、認定農業者を5名目標としていましたが、実績としては6名あり、110%の達成率となりました。しかしながら、昨年終期を迎えられた認定農業者が45名おられ、再認定に至らなかった方もあったため、最終的な認定農業者数につきましては、昨年より5名少ない410名となりました。

「目標の達成に向けた活動」として、新規認定者の推進と再認定の促進に取り組んだ実績が目標達成につながったものと思われまます。

次に、「担い手への農地の利用集積」についてですが、現状としましては管内の農地面積6,952haに対し集積面積1,328haで集積率は19.1%となっております。

平成24年度の目標及び実績については、目標1,330haに対して実績1,349haで達成状況は101.4%という結果になりました。目標の達成に向けた活動をしっかり取り組んだ結果が出たものと考えております。

評価の案としましては、担い手農家が高齢化し、再認定申請者が減少している現状では、最大限の目標であるということで、課題としましては終期を迎えられた農家に対し再認定を最大限に取り組むことが重要であると考えております。

次に「違反転用者への適正な対応」についてですが、現状としましては管内の農地面積6,952haに対し違反転用面積1haということで割合としては0.1%にも満たない状況となっております。課題としましては違反転用の事例に追認した申請指導が多くなっているということでありました。

平成24年度の目標及び実績については、目標5haに対して実績0.7haで達成状況は14%という結果になりました。目標の達成に向けた活動実績として都市計画地域内の重点地区では、追跡調査等を行い指導通知を発送し是正を行ったところであります。

評価の案としましては、目標に対して実績が伴わなかったため今年度は実績を踏まえた目標設定が必要であると思ひます。また、活動においては違反転用の発生防止及び早期発見、早期指導が必要であり、今後も地道に取り組んでいくしかないと考えております。

以上が24年度の活動の点検及び評価の案でありまして、9ページからが25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）となっております。

昨年度の実績や農業振興課の目標値の整合性も考慮しつつ、目標数値の設定をしているところでございます。

まずは法令事務であります。1の現状と課題について、管内の農地面積6,952haに対して遊休農地面積72haということで、割合としては1.0%になっています。

平成25年度の目標案及び活動計画案については、遊休農地面積72haの1割である7ha

を遊休農地の解消面積として設定しております。活動計画としましても昨年度の方針を踏襲するような方法で、皆様のご協力をいただきながら現地調査を重ねていきたいと考えております。調査員数も委員の皆さんと職員数の合計である44名の体制で計画しております。

次に、促進等事務ということで、1認定農業者等担い手育成及び確保につきましては、平成25年3月31日現在の数を記載しております。また、農家数等については2010年農業センサスに基づく数値を記載しております。

平成25年度の現状としましては、認定農業者が410名、農業生産法人数が8法人となっております。

25年度の目標案及び活動計画案につきましては、農業振興課との整合性を考慮し、認定農業者の目標値として10名を設定しております。また、25年度に認定終期を迎えられる方が59名おりますが、再設定に向け指導を行い減少を最小限に抑えつつ、意欲ある農業者の発掘活動を行っていくという計画でございます。

2担い手への農地の利用集積については、これまでの集積面積が1,349haでありまして、農業振興課との目標と数値を併せていきたいとのことで、平成25年度の目標が1,355haに設定させていただいております。これは天草市の農業経営基盤強化基本構想で定める担い手への最終的な集積率の目標を33%と定めており、この達成に向けた目標ということです。

最後に、違反転用への適正な対応ということですが、現状が6,952haの内1haが違反転用面積となっており、昨年度の実績も0.7haということでしたので、今年度の違反転用解消面積の目標については1haとしています。そこでその目標案と活動計画案についても昨年を踏襲する形で皆さま方のご協力を仰ぎながら進めていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、私からの説明を終わらせていただきます。

○議長（鶴田雄士君） ただ今説明がありました平成24年度点検評価（案）と平成25年度目標設定について、何かご意見はありませんか。

○3番（川原昭雄君） 3番、川原です。今、1番私たちが気にしていることは、認定農家或いは他の諸条件をいろいろと考えてみますと、TPPの問題が1番の課題であります。農業委員会の事務局長会議等でそのことが出なかったのかどうか、先ほどの事務局の説明ではTPPに関することが文章的にも無いわけですが、これからの日本の農業が潰されるのか、または活かされるのか、最近の新聞報道等を見聞きしますと私たちの将来の農業に対する不安があるわけです。

それと2点目に、鳥獣害に対する文面がひとつも無い。このことは畑作が続けられないといった農家からの多くの苦情が出されているわけです。この対策について天草市においてどの様な取り組みを行うのか、課題があるとすれば私たちにも教えていただきたいと思

います。

○事務局（森内健二君） まずはＴＰＰに関してですが、熊本県の農業会議より県知事に対して要望を出したり、全国的にも全国農業会議所や農協団体も運動を展開してきましたけれども、ご承知のとおりなかなか私たちの思うとおりにっていないというのが現実です。

本日説明しました農業委員会活動では切り離れたところを作製しておりますけれども、先ほどお話ししたことが現状ではないかと思っております。

また、鳥獣害被害についてですが、天草市の中でいのしし対策係というのがありまして、その中で対策を行っている訳ですが、なかなか思うように解決するような問題ではありません。昨年、私たちも講習会に参加しまして、集落としていのししに餌をやらないといった方法が効果があるということをお聞きしましたけれども、それもなかなか思うようにいかないというのが現状ではないかと思えます。

農業委員会の活動計画については、関係する部分もあると思いますが、切り離していただき、農業委員会として取り組んでいただきたいと思います。

○3番（川原昭雄君） 安倍総理も参加することに意義があるかのごとく報じられているわけでありまして。しかしながらどこの国についても競争原理が働くのではないかと思うわけですね。日本の農業政策についても特に影響があるわけでありまして、ここで私たちが議論してもおそらく疲弊して国に繋がっていかないと思えます。農産物が特に厳しくなると思われまますので、天草市農業委員会より熊本県農業会議を通じて県内の国会議員に繋げていただきたいと思います。

森内局長も心配のようですので、ぜひ繋げていただくようお願いしたいと思います。

○議長（鶴田雄士君） 他にはご意見ございませんでしょうか。他にご意見がないようですので、平成25年度の目標達成に向けての活動について、皆さまのご協力をよろしく願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、報告事項についてを議題と致します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 報告事項について申し上げます。農地利用・形状変更届及び許可不要の4条・5条案件に係る届出について、今回はありませんでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 25 年天草市農業委員会第 4 回総会を閉会致します。

午後 4 時 5 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴田 雄 士

署名委員 川 峯 正 美

署名委員 新 岡 一 心